

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与について、俸給月額及びボーナス並びに各種手当等の改定を行う。

改定の内容

1. 月例給の改定【令和7年4月から改定】（第1条）

①一般の職員については、民間給与との較差15,014円（3.62%）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定

【総合職（大卒）】230,000円 → 242,000円（+12,000円・5.2%）

【一般職（大卒）】220,000円 → 232,000円（+12,000円・5.5%）

【一般職（高卒）】188,000円 → 200,300円（+12,300円・6.5%）

②指定職職員（本省の部長、審議官級以上）については、

行政職俸給表（一）10級の平均改定率（2.8%）と同程度の引上げ改定

〔参考：官民給与の比較方法を見直し、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に、本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ〕

2. 特別給（ボーナス）の改定【令和7年12月期から改定】（第1条、第2条）

①一般の職員 年間4.60月分 → 4.65月分（0.05月分引上げ）

②指定職職員 年間3.45月分 → 3.50月分（0.05月分引上げ）

3. その他の改定等【①②は令和7年4月、③④は令和8年4月から改定】

①本府省業務調整手当 : 支給対象職員の拡大及び

手当額の上限割合の改定（第1条）

②特地勤務手当に準ずる手当 : 支給対象職員の拡大（第1条）

③第二種初任給調整手当 : 地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当を措置（第2条）

④通勤手当 : 駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給（第2条）

等

施行期日

法律の公布の日（一部の規定は令和8年4月1日）